

# 全科目免除について

平成18年度以降の国家試験における区分合格に基づく免除、または、免除年限が有効な科目合格に基づく免除を利用した結果、当該年度に受験しようとする試験区分が全科目免除となり受験料が免除になります。なお、ある区分の区分合格者が、その資格で選任できる別の区分を全科目免除で受験する場合は、受験料免除の対象となりません。

## ○ 区分合格に基づく全科目免除による資格取得

大気関係公害防止管理者

大気関係第2種 資格保有
大気関係第3種 資格保有



大気関係第1種 取得



大気関係第2種
大気関係第3種
大気関係第4種



特定粉じん関係

一般粉じん関係

全科目免除申請で  
受験料免除

第1種の資格で選任できるので、受験料免除の対象となりません。

大気1～4種の資格で選任できるので受験料免除の対象にはなりません。

水質関係公害防止管理者

水質関係第2種 資格保有
水質関係第3種 資格保有



水質関係第1種 取得



水質関係第2種
水質関係第3種
水質関係第4種

注：一般粉じん関係は一般粉じん特論の受験が必要です。

なお、2種3種とも科目合格の場合には、全科目免除の対象にはなりませんのでご注意ください。

## ○ 科目合格に基づく全科目免除

水質関係第3種の場合

1年目 2科目合格

公害総論 (01)	不合格
水質概論 (07)	不合格
汚水処理特論 (08)	科目合格
大規模水質特論 (10)	科目合格
区分不合格	

2年目 合格科目の免除申請し忘れ欠席

公害総論 (01)	科目合格
水質概論 (07)	科目合格
汚水処理特論 (08)	欠席
大規模水質特論 (10)	欠席
区分不合格	

3年目 全科目免除で資格取得

公害総論 (01)	免除
水質概論 (07)	免除
汚水処理特論 (08)	免除
大規模水質特論 (10)	免除
区分合格	

受験申込み時に免除申請を忘れると、その年の受験では**免除の追加は一切できません。**

# 全科目免除について(つづき)

○ 区分合格及び科目合格に基づく全科目免除

◎公害総論のみが関係する全科目免除の一例

1年目 水質4種を受験し公害総論以外を合格

公害総論 (01)	科目不合格
水質概論 (07)	科目合格
汚水処理特論 (08)	科目合格
大規模水質特論 (10)	科目合格
区分不合格	

2年目 ダイオキシン類を受験し、全科目合格(資格取得)

公害総論 (01)	科目合格
DXN類概論 (14)	科目合格
DXN類特論 (15)	科目合格
区分合格	

3年目 ダイオキシン類の区分合格を利用して全科目免除で水質4種の資格取得

公害総論 (01)	免除
水質概論 (07)	免除
汚水処理特論 (08)	免除
大規模水質特論 (10)	免除
区分合格	

2年目にダイオキシン類を区分合格してもその年は水質4種の資格取得にはなりません。

3年目に全科目免除の申請が必要となります。3年を過ぎてしまうと、科目免除の有効期限が過ぎてしまい、全科目免除にはなりません。

◎共通科目が多い区分

1年目 大気1種を受験

公害総論 (01)	科目不合格
大気概論 (02)	科目不合格
大気特論 (03)	科目不合格
ば・粉じん特論 (04)	科目不合格
大気有害物質特論(05)	科目合格
大規模大気特論(06)	科目合格
区分不合格	

2年目 大気4種を受験し、全科目合格(資格取得)

公害総論 (01)	科目合格
大気概論 (02)	科目合格
大気特論 (03)	科目合格
ば・粉じん特論 (04)	科目合格
区分合格	

3年目 大気1種

公害総論 (01)	免除
大気概論 (02)	免除
大気特論 (03)	免除
ば・粉じん特論 (04)	免除
大気有害物質特論(05)	免除
大規模大気特論(06)	免除
区分合格	

2年目に大気4種を区分合格してもその年は大気1種の資格取得にはなりません。

3年目に全科目免除の申請が必要となります。3年を過ぎてしまうと、科目免除の有効期限が過ぎてしまい、全科目免除にはなりません。

科目免除した場合、当日の試験は受験できません。(入室不可) = 受験票が発送されますが、試験会場に行く必要はありません。

空いている時間を活用し、別の試験区分を受験することは可能です。複数区分の併願についての注意事項を参照してください。